

## 令和6年度福島県港湾運送事業者等原油価格高騰緊急支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、原油価格高騰等で経営に大きな影響が生じている港湾運送事業者等（港湾運送事業者及び曳船事業者をいう。以下同じ。）に対し、事業継続を支援し、物流機能の維持を図るため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 県内港湾とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する港湾のうち福島県内に所在するものをいう。
- (2) 港湾運送事業者とは、東北港運協会に属し、県内港湾において、一般港湾運送事業又は港湾荷役事業を営む者をいう。
- (3) 曳船事業者とは、県内港湾において、船舶の入出港の際、曳き船により岸壁への停泊又は離船に係る操船を補助する事業を営む者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）における補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 福島県内に本社又は支店がある中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる基準（資本金3億円以下並びに常時使用する従業員数が3百人以下）を満たす中小企業で、港湾運送事業者又は曳船事業者であること。
- (2) 原油価格高騰の影響を受け、かつ、次条に規定する補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）を負担する事業者であること。
- (3) 補助対象経費に対し、他の公的助成等を受けていない事業者であること。
- (4) 申請時点において、事業を廃止し、又は休止しておらず、補助金交付後も引き続き事業継続の意向を有する事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）
- (3) 社会的非難関係者（条例施行規則第4条に規定する社会的非難関係者をいう。）

- (4) 法人にあつては、代表者又は役員等のうちに前2号に規定する暴力団員等又は社会的非難関係者に該当する者があるもの。
- (5) その他知事が適当でないと認めた者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次条で定める補助対象車両等に使用した軽油、ガソリン及び重油の購入代金の一部とする。

(補助対象車両等)

第5条 補助対象車両等は、次の各号に示す港湾荷役に係る車両等とする。なお、乗用車（移送バス除く）は補助対象外とする。

- (1) 重機類：ホイールローダー、フォークリフト、油圧ショベル、ブルドーザー（トリミングドーザー含む）、ストラドルキャリア、トップリフター、クローラークレーン
- (2) トラック類：トラック、ロードスイーパー、散水車、トレーラー（重機運搬用）
- (3) その他：移送バス、曳き船

(補助金額)

第6条 県は、予算の範囲内において、第4条に規定する補助対象経費に対して次の各号に掲げる燃料ごとの額の合計を上限として補助することができる。ただし、1,000円未満の端数があった場合には、これを切り捨てるものとし、第4条に規定する補助対象経費には、消費税相当額を含まないものとする。

- (1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの軽油の購入量に1リットル当たり10円を乗じて得た額以内の額
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までのガソリンの購入量に1リットル当たり10円を乗じて得た額以内の額
- (3) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの重油の購入量に1リットル当たり9円を乗じて得た額以内の額

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助事業者」という。）は、規則第4条第1項の規定により、申請書（第1号様式）を、知事が別に定める日までに提出しなければならない。（郵送の場合にあつては、同日の消印有効）

2 規則第4条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費一覧表（第2号様式）、  
車両等毎補助対象経費内訳表（第2号様式の別紙1）
- (2) (1) に記載した補助対象経費に係る燃料購入実績を証明する領収書等の写し  
(ただし、燃料購入見込を記載した場合は、算出根拠を示す資料)
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) 役員等名簿（第4号様式）
- (5) 法人登記簿の全部事項証明書（現在事項証明書）の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い当該申請者に通知する。

- 2 知事は、前項の場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることがある。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第9条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法等の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うにあたり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第10条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則6条の規定により付された条件となる。

- (1) 補助事業者は、補助対象経費の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をする場合、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止する場合において、第5号様式を知事に提出し、その承認を受けること。

なお、別に定める軽微な変更は、経費の配分の変更のうち、燃料ごとの交付申請額を20パーセント以内の範囲で減額する場合とする。

(2) 補助事業者は、補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を知事に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業者は、補助対象事業の状況、補助対象経費の収支その他補助対象事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間整備保管すること。

#### (交付申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、第8条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

2 規則第8条第1項の規定による補助金の交付申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

#### (完了実績の報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、第6号様式に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費一覧表（第2号様式）、

車両等毎補助対象経費内訳表（第2号様式の別紙1）

(2) (1)に記載した補助対象経費に係る燃料購入実績を証明する領収書等の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第13条の規定による報告は、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日）から起算して75日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

#### (補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の実績報告を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の実績が第8条の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した額が第8条の交付決定額と同額の場合は、通知を省略することができる。

#### (補助金の請求)

第14条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の支払いを受けようとするときは、第7号様式により知事に補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があった場合

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第9条第2項の規定により減額した事業主体については、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を、第8号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月10日から施行する。